

神奈川県自動車安全運転競技大会開催要綱

第 1 趣旨

この大会は、安全運転管理者選任事業所（以下「事業所」という。）に勤務する自動車運転者を対象に、競技を通じて安全運転の啓発と交通事故の防止を図ることを目的とする。

第 2 主催

（一社）神奈川県安全運転管理者会連合会

第 3 共催

神奈川県警察

第 4 後援

神奈川県 神奈川新聞社 関東運輸局神奈川運輸支局 （一社）
神奈川県自動車整備振興会 （公財）神奈川県交通安全協会

第 5 神奈川県自動車安全運転競技大会の開催

1 運営

(1) 競技大会会長

神奈川県自動車安全運転競技大会（以下「競技大会」という。）の会長は、神奈川県安全運転管理者会連合会（以下「連合会」という。）会長とする。

(2) 競技大会の事務局

ア 連合会事務局に、事務局長を長とする神奈川県自動車安全運転競技大会事務局（以下単に「事務局」という。）を置く。
イ 事務局は、競技大会に係る事務を処理する。

2 競技大会の構成

競技大会は、県大会及び地区予選（県大会に出場する選手を選考するために地区委員会ごとに実施する予選をいう。以下同じ。）で構成する。

3 競技大会への参加

(1) 参加手続

選任事業所の職員を競技大会に参加させようとする当該事業所の事業主は、地区安全運転管理者会（以下「地区会」という。）の会長を経由して、地区委員会委員長に参加申込みを行うものとする。

(2) 欠格事由

次に掲げる者は、出場資格を有しない。

- ア 過去3年以内に運転免許の取消処分を受けたことのある者
- イ 警察官並びに自動車教習所の指導員及び検定員である者
- ウ かつて、この県大会に出場して、優勝したことのある者

(3) 参加費

参加費は無料とする。ただし、地区会会員事業所に属する者以外は実費負担とする。

4 競技の方法

競技は、次の区分で実施する。

- (1) 中型自動車の部
- (2) 普通自動車の部

5 競技の内容

競技は、学科テスト、運転技能テスト及び日常点検整備テストの3科目とし、学科テストは地区予選で、運転技能テスト及び日常点検整備テストは県大会で行うものとする。

(1) 学科テスト

テスト方式	問題数・得点	時間	内容
正誤式	50問 100点満点	40分	交通法規 自動車の構造・整備 安全運転の常識

(2) 運転技能テスト

項目	得点	内容
運転操作技術 法規履行能力	100点満点	指定コースで実施

(3) 日常点検整備テスト

項目	得点	内容
日常点検整備	100点満点	点検基準により実施

6 競技車両

競技に使用する車両は、(公財)神奈川県交通安全協会の車両を借用するものとする。

7 審査の方法

審査は、次の者に依頼して行うものとする。

- (1) 学科テスト 実施会場を管轄する警察署交通課担当官
- (2) 運転技能テスト 県警察本部交通部担当官
- (3) 日常点検整備テスト 関東運輸局神奈川運輸支局担当官

第6 地区予選

1 地区予選の運営

(1) 地区予選実施本部の設置

地区予選を円滑に運営するために、地区委員会委員長を実施本部長とし、当該地区委員会に所属する地区会会長等を委員とする地区予選実施本部を設置する。

(2) 地区予選実施本部の任務

地区予選実施本部は、予選会場の選定、参加選手の確保、参加選手の資格審査、競技の実施、県大会出場選手の選考決定、県大会会長への報告等地区予選に関する業務を任務とする。

2 開催日時・場所

(1) 日時

実施の都度、競技大会会長から通知する。

(2) 場所

地区予選実施本部が指定する場所とする。

3 地区予選当日の競技内容

地区予選は、学科テストで行う。この場合における学科テストの問題は、連合会で作成するものとする。

4 県大会出場選手の選考

(1) 県大会出場選手の割当人員は、別に競技大会会長から通知する。

(2) 出場選手の選考は、学科テストの結果に基づき行うものとする。ただし、地区予選実施本部の判断で運転技能等を参考にすることができるものとする。

(3) 出場選手の選考に当たっては、各地区会から1人以上を、いずれかのグループに出場させるよう努めるものとする。

(4) 同一事業所からの県大会出場選手は、2人までとする。

5 報告

(1) 地区予選実施本部長は、地区予選の実施場所及び参加人員を

- 大会会長（事務局経由）宛て報告するものとする。
- (2) 地区予選実施本部長は、県大会出場選手名及び地区予選に参加した人員を大会会長（事務局経由）宛て報告するものとする。

第 7 県大会

1 県大会の運営

(1) 県大会実施本部の設置

ア 県大会を円滑に運営するために、事業広報委員会委員長を長とする県大会実施本部を設置する。

イ 県大会実施本部の構成は、連合会事業広報委員会委員、地区会からの派遣者及び連合会事務局員並びに共催機関及び後援機関・団体からの派遣者をもって構成する。

(2) 要員の派遣

地区会会長は、県大会実施本部長の要請に応じ、県大会実施本部に必要な要員を派遣するものとする。

2 開催日時・場所

(1) 日時

毎年10月の第3土曜日とするものとする。

(2) 場所

神奈川県警察運転免許センター（横浜市旭区中尾1丁目1番1号）とするものとする。

3 県大会当日の競技内容

運転技能テスト及び日常点検整備テストを行う。

4 出場選手

地区予選により選出された者とする。

5 成績審査及び発表

(1) 地区予選における学科テスト並びに県大会における運転技能テスト及び日常点検整備テストの合計得点数をもって選手の成績とする。

(2) 成績は、本人の同意を得て県大会終了後にゼッケン番号により発表する。

(3) 成績を第三者に提供する場合は、本人から同意書（別記様式）を徴するものとする。

第 8 県大会表彰

1 表彰の種類

県大会における表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 連名賞（警察本部長・連合会会長）
各部の優勝者に授与する表彰をいう。
- (2) 県知事賞
各部の優勝者に授与する表彰をいう。
- (3) 神奈川新聞社賞
全競技科目を通じて最高総得点者に授与する表彰をいう。
- (4) 連合会会長賞
中型自動車の部の第2位及び第3位の者並びに普通自動車の部の第2位から第6位までの者に授与する表彰をいう。
- (5) 連合会会長特別賞
全競技科目を通じて最高総得点者が所属する地区会に授与する表彰をいう。
- (6) 連合会会長奨励賞
 - ア 女性の出場選手のうち、全競技科目を通じて最高総得点者に授与する表彰をいう（女性の出場選手が前(1)から(4)までの表彰を受けていない場合に限る。）。
 - イ 前(1)から(4)まで及びアの表彰を受けた者を除いた出場選手のうち、競技科目別に最高得点を取得した者に授与する表彰をいう。

2 連合会会長杯

全競技科目を通じて最高総得点者に、最優秀選手賞として、連合会会長杯を授与する。

3 参加賞

出場選手全員に、参加賞を授与する。

4 表彰上の留意事項

被表彰者を決定するに当たり、集計した点数の合計が同点数の場合は、原則として年齢が上位の者を被表彰者とする。

第9 その他

- 1 県大会は、晴雨にかかわらず実施する。ただし、台風等の突発事案が発生した場合は、県大会実施本部長が開催の可否を決定する。
- 2 改正履歴
この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
この要綱は、令和元年5月7日から施行する。